

浄化槽法関係届出書類等一覧表（～平成29年9月30日）

	届出・報告が必要なとき	提出書類	添付書類	提出時期	留意事項
浄化槽の設置まで	・浄化槽を新たに設置するとき ・浄化槽を設置替えするとき (単独→合併、合併→合併)	浄化槽設置届出書	・建築物及び浄化槽の配置図 ・建築物の各階平面図 ・給排水管図 ・工場生産浄化槽認定シート (型式認定浄化槽のみ) ・構造図、仕様書及び処理工程図 ※ ・設計計算書 (※型式認定浄化槽以外) ・誓約書 ・法定検査(7条)の検査依頼書 (領収証等を貼付け)	工事に着手する22日以上前 (型式認定浄化槽にあつては11日以上前)	・建築確認が必要なときは使用できません。 ・浄化槽を設置替えするときは、必ず既設浄化槽の廃止届出書を提出してください。
	・設置予定の浄化槽を変更するとき ・現場打ち浄化槽の内部構造を変更するとき	浄化槽変更届出書	(設置届出書と同様)	工事に着手する22日以上前 (型式認定浄化槽にあつては11日以上前)	・法定検査(7条)手続が必要になります。
	・浄化槽の設置者が変更になったとき (死亡、法人代表者変更など)	浄化槽設置者変更届	・誓約書	変更後速やかに (浄化槽が設置されるまでの間)	・変更後の設置者が提出してください。 ・再度法定検査(7条)の申込み手続が必要になる場合があります。 (公財)大分県環境管理協会に事前にご相談ください。
	・設置予定の浄化槽の機種を変更したとき	浄化槽機種変更届	なし	変更後速やかに (浄化槽が設置されるまでの間)	・規模や構造に変更があるときは使用できません。 ・新たに設置届出書を作り直す必要はありません。
	・浄化槽の工事を中止したとき	浄化槽工事取りやめ届	なし	取りやめが決まってから速やかに	
	・浄化槽の工事業者を変更したとき(※)	浄化槽機種変更届(※)	なし	変更後速やかに (浄化槽が設置されるまでの間)	・当面の間は機種変更届を代用して提出してください。 ※浄化槽の変更又は機種変更と工事業者変更を兼ねる際には、それら届出書に変更後の工事業者を記載してください。
浄化槽を設置してから	・浄化槽の使用を開始したとき ・休止していた浄化槽の使用を再開したとき	浄化槽使用開始報告書	・技術管理者の資格を証する書類 (501人槽以上の浄化槽のみ)	使用開始(再開)した日から30日以内	・浄化槽が設置されたことを確定させる書類ですので、漏れがないよう必ず提出してください。
	・501人槽以上の浄化槽で技術管理者を変更したとき	技術管理者変更報告書	・技術管理者の資格を証する書類	変更した日から30日以内	
	・浄化槽管理者を変更するとき (転居、死亡、法人代表者変更など)	浄化槽管理者変更報告書	なし	変更した日から30日以内	・浄化槽設置者変更届と間違えないよう注意してください。 ・変更後の浄化槽管理者が提出してください。
	・浄化槽を概ね1年以上停止するとき (別荘、空き家、独居世帯の長期入院など)	浄化槽使用休止報告書	なし	休止した日から遅滞なく	
	・浄化槽を解体、撤去したとき ・浄化槽の設置替えをするとき ・下水道、集落排水へ接続したとき	浄化槽使用廃止届出書	なし	廃止した日から30日以内	(下水道接続時など) ・下水道窓口だけでなく、下記の提出先に必ず提出するようにしてください。

届出の提出先

お住まいの市町村	提出先	電話番号	所在地
別府市・杵築市・日出町	東部保健所	0977-67-2511	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1
国東市	東部保健所国東保健部	0978-72-1127	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1
臼杵市	中部保健所	0972-62-9171	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-34
由布市	中部保健所由布保健部	097-582-0660	〒879-5421 由布市庄内町柿原337-2
佐伯市	南部保健所	0972-22-0562	〒876-0844 佐伯市向島1-4-1
九重町・玖珠町	西部保健所	0973-23-3133	〒877-0025 日田市田島2-2-5
中津市	北部保健所	0979-22-2210	〒871-0024 中津市中央町1-10-42
大分市	大分市役所	097-540-5850	〒870-0045 大分市城崎町2丁目3番4号
日田市	日田市役所	0973-22-8357	〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号
津久見市	津久見市役所	0972-82-9513	〒879-2435 津久見市宮本町20番15号
竹田市	竹田市役所	0974-63-4821	〒878-8555 竹田市大字会々1650番地
豊後高田市	豊後高田市役所	0978-22-3100	〒879-0692 豊後高田市御玉114番地
宇佐市	宇佐市役所	0978-32-1111	〒879-0492 宇佐市大字上田1030番地の1
豊後大野市	豊後大野市役所	0974-22-3136	〒879-7198 豊後大野市三重町市場1200番地
姫島村	姫島村役場	0978-87-2724	〒872-1501 東国東郡姫島村1630番地の1

※建築確認が必要な場合には、特定行政庁(県土木・市町村)の建築部局又は民間確認検査機関)に提出してください。

法定検査に関する問い合わせ先

公益財団法人 大分県環境管理協会
(大分県知事指定検査機関)

〒870-1123
大分市大字寒田409番地の40
☎097-567-1855

法定検査に関する申込みや相談はこちらにお問い合わせください。

浄化槽法関係届出書類等一覧表（平成29年10月1日～）

	届出・報告が必要なとき	提出書類	添付書類	提出時期	留意事項
浄化槽の設置まで	・浄化槽を新たに設置するとき ・浄化槽を設置替えするとき (単独→合併、合併→合併)	浄化槽設置届出書	・建築物及び浄化槽の配置図 ・建築物の各階平面図 ・給排水管図 ・工場生産浄化槽認定シート (型式認定浄化槽のみ) ・構造図、仕様書及び処理工程図 ※ ・設計計算書 (※型式認定浄化槽以外) ・誓約書 ・法定検査(7条)の検査依頼書 (領収証等を貼付け)	工事に着手する22日以上前 (型式認定浄化槽にあつては11日以上前)	・建築確認が必要なときは使用できません。 ・浄化槽を設置替えするときは、必ず既設浄化槽の廃止届出書を提出してください。
	・設置予定の浄化槽を変更するとき ・現場打ち浄化槽の内部構造を変更するとき	浄化槽変更届出書	(設置届出書と同様)	工事に着手する22日以上前 (型式認定浄化槽にあつては11日以上前)	・法定検査(7条)手続が必要になります。
	・浄化槽の設置者が変更になったとき (死亡、法人代表者変更など)	浄化槽設置者変更届	・誓約書	変更後速やかに (浄化槽が設置されるまでの間)	・変更後の設置者が提出してください。 ・再度法定検査(7条)の申込み手続が必要になる場合があります。 (公財)大分県環境管理協会に事前にご相談ください。
	・設置予定の浄化槽の機種を変更したとき	浄化槽機種変更届	なし	変更後速やかに (浄化槽が設置されるまでの間)	・規模や構造に変更があるときは使用できません。 ・新たに設置届出書を作り直す必要はありません。
	・浄化槽の工事を中止したとき	浄化槽工事取りやめ届	なし	取りやめが決まってから速やかに	
	・浄化槽の工事業者を変更したとき(※)	浄化槽機種変更届(※)	なし	変更後速やかに (浄化槽が設置されるまでの間)	・当面の間は機種変更届を代用して提出してください。 ※浄化槽の変更又は機種変更と工事業者変更を兼ねる際には、それら届出書に変更後の工事業者を記載してください。
浄化槽を設置してから	・浄化槽の使用を開始したとき ・休止していた浄化槽の使用を再開したとき	浄化槽使用開始報告書	・技術管理者の資格を証する書類 (501人槽以上の浄化槽のみ)	使用開始(再開)した日から30日以内	・浄化槽が設置されたことを確定させる書類ですので、漏れがないよう必ず提出してください。
	・501人槽以上の浄化槽で技術管理者を変更したとき	技術管理者変更報告書	・技術管理者の資格を証する書類	変更した日から30日以内	
	・浄化槽管理者を変更するとき (転居、死亡、法人代表者変更など)	浄化槽管理者変更報告書	なし	変更した日から30日以内	・浄化槽設置者変更届と間違えないよう注意してください。 ・変更後の浄化槽管理者が提出してください。
	・浄化槽を概ね1年以上停止するとき (別荘、空き家、独居世帯の長期入院など)	浄化槽使用休止報告書	なし	休止した日から遅滞なく	
	・浄化槽を解体、撤去したとき ・浄化槽の設置替えをするとき ・下水道、集落排水へ接続したとき	浄化槽使用廃止届出書	なし	廃止した日から30日以内	(下水道接続時など) ・下水道窓口だけでなく、下記の提出先に必ず提出するようにしてください。

届出の提出先

お住まいの市町村	提出先	電話番号	所在地
別府市・杵築市・日出町	東部保健所	0977-67-2511	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1
国東市	東部保健所国東保健部	0978-72-1127	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1
臼杵市	中部保健所	0972-62-9171	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-34
佐伯市	南部保健所	0972-22-0562	〒876-0844 佐伯市向島1-4-1
九重町・玖珠町	西部保健所	0973-23-3133	〒877-0025 日田市田島2-2-5
大分市	大分市役所	097-540-5850	〒870-0045 大分市城崎町2丁目3番4号
中津市	中津市	0979-24-1234	〒871-0024 中津市中央町2-3-1
日田市	日田市役所	0973-22-8357	〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号
津久見市	津久見市役所	0972-82-9513	〒879-2435 津久見市宮本町20番15号
竹田市	竹田市役所	0974-63-4821	〒878-8555 竹田市大字会々1650番地
豊後高田市	豊後高田市役所	0978-22-3100	〒879-0692 豊後高田市御玉114番地
宇佐市	宇佐市役所	0978-32-1111	〒879-0492 宇佐市大字上田1030番地の1
豊後大野市	豊後大野市役所	0974-22-3136	〒879-7198 豊後大野市三重町市場1200番地
由布市	由布市	097-582-1111	〒879-5498 由布市庄内町柿原302
姫島村	姫島村役場	0978-87-2724	〒872-1501 東国東郡姫島村1630番地の1

法定検査に関する問い合わせ先

公益財団法人 大分県環境管理協会
(大分県知事指定検査機関)

〒870-1123
大分市大字寒田409番地の40
☎097-567-1855

法定検査に関する申込みや相談はこちらにお問い合わせください。

※建築確認が必要な場合には、特定行政庁(県土木・市町村)の建築部局又は民間確認検査機関)に提出してください。